

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成26年第5回定例会)

- 1 期 日 平成26年5月28日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後3時50分
- 2 出席委員
- |  |       |     |     |
|--|-------|-----|-----|
|  | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
|  | 委 員   | 原 田 | 孝   |
|  | 委 員   | 貞 廣 | 齋 子 |
|  | 委 員   | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |     |     |  |
|---------------|-----|-----|--|
| 生涯学習部長        | 広 瀬 | 宏 幸 |  |
| 学校教育部参事       | 市 瀬 | 秀 光 |  |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 | 登美雄 |  |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 | 清 志 |  |
| 学校教育部次長       | 田久保 | 正 彦 |  |
| 生涯学習部次長       | 櫻 井 | 健 之 |  |
| 学校教育部副参事      | 小 熊 | 隆   |  |
| 学校教育部副参事      | 井 澤 | 修 美 |  |
| 学校教育部副参事      | 鈴 木 | 博   |  |
| 教育総務課長        | 小野寺 | 良 夫 |  |
| 指導課長          | 小 宮 | 健   |  |
| 総合教育センター所長    | 山 下 | 良 之 |  |
| 社会教育課長        | 上 野 | 久   |  |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 | 利 江 |  |
| 青少年センター所長     | 佐久間 | 繁 美 |  |
| 菊田公民館長        | 佐々木 | とも代 |  |
| 大久保図書館長       | 岡 野 | 重 吾 |  |
| 学校教育部主幹       | 藤 木 | 義 久 |  |
| 学校教育部主幹       | 島 本 | 博 幸 |  |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 | 智 子 |  |
| 学校教育部主幹       | 竹 田 | 佳 司 |  |
| 学校教育部主幹       | 小 平 | 修   |  |
| 学校教育部主幹       | 小 澤 | 由 香 |  |
| 生涯学習部主幹       | 佐久間 | 心 之 |  |

#### 4 会議内容

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

星野委員が所用により会議を欠席する旨を報告

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第29号ないし第32号並びに報告事項(1)及び(4)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議案等を公開の議案等の後に審議すること、及び報告事項(1)の非公開部分の会議録については、議案が市長から議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成26年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 議案第28号 平成26年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

(指導課)

小宮指導課長

はじめに、教科書採択の流れについては、まず、文部科学大臣の検定に合格した教科用図書(検定済み教科書)を一覧にした教科書目録が各都道府県に送付される。その目録をもとに、千葉県において教科用図書の選定が行われ、千葉県の教科書目録が各採択地区に送付される。採択地区では、県から送られてきた教科書目録に載っている教科書について教科・種目ごとに専門調査員が調査をする。この調査結果を協議会で報告し、協議会委員が教科・種目ごとに選定を行う。さらに、協議会で選定された教科書について各市の教育委員会に報告し、「採択」という流れとなる。

なお、本年度採択する平成27年度使用教科書であるが、中学校の教科書については、平成26年度と同一のものを採択しなければならないことと法で定められているので、現在使用している教科書を採択することになる。また、学校教育法附則9条図書、特別支援学級で使用する教科書については、毎年度、異なるものを採択することができるとなっている。したがって、本年度、調査研究を必要とするのは、小学校用教科書及び附則9条図書となる。

次に、採択地区協議会について、採択地区協議会は、地区内の市町村教育委員会が、同一の教科書を採択するために協議する場として、国の法令及び通知に基づき、設置することとなっている。採択地区協議会の目的は、同一の教科書を採択するための協議の場であり、実質的な審議も含むとされている。習志野市は、八千代市と葛南東部採択地区に指定されており、今年度は習志野市が事務局で植松教育長が事務局長となっている。千葉県内

には、15の採択地区協議会がある。この採択地区協議会が、協議の場として正式に設けられた機関であることを明確にしておく必要があることから、教育委員会で、26年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の承認をいただくものである。

次に規約の内容について、第3条にある、協議会の協議員は、習志野市5名、八千代市5名の合計10名で構成されており、構成する5名は、教育長、教育委員代表、指導行政担当者、校長会代表、保護者等の代表となっている。第8条にある、研究調査委員については、1種目について各市で専門的な知識を有する管理職1名、教諭1名、2市あわせて合計24名で構成されている。この24名で教科用図書に関する専門事項を調査研究し、研究調査委員長はその結果について資料を作成し、協議会に報告しなければならないこととなっている。協議会においては、この報告をもとに教科書の選定を行っていく。第13条には、この会は、非公開となっているが、附則にあるように平成26年8月31日までの効力となり、9月1日以降は、情報公開の対象となる、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年6月25日（水）午後3時に決定された。

## 報告事項（2）習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

（学校教育課）

小熊学校教育部副参事

習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則により、高等学校、大学等の入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難なものに対し、入学準備金の融資をあっせんし、その利子を補給することにより、教育の振興を図ることを目的としたものである。

平成25年度は9名からの申請に対し、3名に110万円の融資が決定された。平成26年3月31日現在累計融資額は1億4千730万円であり、融資残高は265万3千601円である。平成25年度の利子補給額は、19万8千857円である、と概要を説明

原田委員

あっせんの利子補給額が平成25年度に著しく減少しているが、その背景を掴んでいるか、と質問

小熊学校教育部副参事

直接的な聞き取りはできないが、銀行の審査が難しいため、なかなか融資のあっせんまで至らないということが過去にもあった、と回答

原田委員

あっせんについての情報の周知の徹底は図れているのか伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

情報の周知は習志野市ホームページ並びに広報ならしで行っており、必要に応じて、学校を通して周知もしており、可能な範囲で取り組んでいる、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

### 報告事項（3）平成26年度育英資金受給者の決定について

（学校教育課）

小熊学校教育部副参事

習志野市育英資金給与条例により、資質があるにもかかわらず、経済的な理由により就学困難な者に対し、月額9,900円を給与し、教育の機会均等に寄与することを目的としたものであり、本年度は4月1日から4月25日までの間に新規7名、継続8名の計15名の申請があった。「学業成績優良」の選考基準について、昨年度の評点平均値3.6以上から評点平均値3.8以上に変更となった。これはかなり厳しい基準だが、申請者は全員クリアしていた。また作文選考と3名の担当職員による統一した面接選考会を実施し、選考基準を踏まえたうえで、15名全員を本年度の給与決定者とした、と概要を説明

貞廣委員

成績基準の引き上げの理由について伺いたい。また、評点平均値3.8以上というのは妥当な基準なのか伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

育英資金は習志野市独自の制度であるから、習志野市にとって将来有益な人材に給与するということから、評点平均値3.8以上に引き上げた。厳しい財政状況の中で、しっかりした子どもたちに援助していきたいと考え、評点平均値3.8以上と設定した、と回答

貞廣委員

申請者が減少したのは成績基準の引き上げが原因か、あるいは広報の方法の変更など他の原因か伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

基準値は1つの要素と考えられる。周知については習志野市ホームページや広報習志野での周知に加え、各学校長を通して学校への周知もしているが、これからも援助を受けたい生徒の漏れ落ちがないようにしていきたい、と回答

貞廣委員

1年生に関して、予約制度をつくり、入学前に申請し、育英資金を受給できるか否か分かるような制度の創設を検討していただきたい、と発言

小熊学校教育部副参事

予約制度について、検討していかなければならない課題であると認識はしている。市立中学校の学校長を通して早めに周知し、援助を必要としている生徒たちを支援してい

きたい、と回答

原田委員

成績評価の基準は学校ごとにバラつきがあるため、選考基準を評点平均値 3.8 以上に引き上げるのは妥当であると考え、と発言

小熊学校教育部副参事

予算に計上した予定人数の 25 人を下回った結果となっているが、評点平均値を引き上げたことで、人物的にしっかりした人が集まった、と回答

梓澤委員長

良識のある社会人として活動できる見込みがある、また学業成績優良な生徒にしぼられたという表現がある。たしかに学業成績優良ならば良識ある社会人になるという考え方は一般的だが、それは本当か伺いたい。また、制度の趣旨からして、その成果を検証するために、受給者の卒業後の進路について追跡が必要と思うが、そのようなことはしているか伺いたい、と質問

小熊学校教育部副参事

学業成績優良と人物のつながりについて、成績基準を引き上げたことで、面接選考で人物面でしっかりした生徒が増えたという印象を受けたので、今後も学業成績とあわせて、面接選考をしっかり行っていきたい。また卒業後の追跡について、現時点ではそのようなことは行っていないが、今後検討していきたい、と回答

原田委員

入学動機や将来のビジョンをしっかり持っているかを面接で重点的に見てほしい、と発言

小熊学校教育部副参事

ご指摘のとおりの方で、面接でしっかり人物を見ていきたい、と回答

植松教育長

交付式の印象では、期待できる素晴らしい生徒たちであった。一方、予約制など今後改善していかなければならない点もあるので、頂いた御意見を今後に生かしていきたい、と発言

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

<委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について>

## その他 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

梓澤委員長

次の委員長の任期は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの1年間である旨、また、委員長の選挙は、会議規則第7条に規定されている指名推薦の方法にしてよいかを諮り、全員異議なく指名推薦によることと決定した。

梓澤委員長

次期委員長に原田委員長職務代理者を推薦したい、と提案

梓澤委員長が全員異議なしと認め、次期委員長は原田委員長職務代理者に決定された。

梓澤委員長

委員長の職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき教育委員会が指定することになっている。また、任期は委員長と同様となっている。と説明

原田委員

貞廣委員を推薦したいと、提案

梓澤委員長が全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者には、貞廣委員が指定された。

<議案第29号ないし第32号並びに報告事項(1)及び(4)は非公開>

### 議案第29号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

上野社会教育課長

習志野市社会教育委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された。

### 議案第30号 習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について

(菊田公民館)

佐々木菊田公民館長

習志野市公民館運営審議会委員の委嘱について概要を説明

採決の結果、議案第30号は原案どおり可決された。

議案第 3 2 号 習志野市通学区区域審議会委員の委嘱について

(学校教育課)

小熊学校教育部副参事

習志野市通学区区域審議会委員の委嘱について概要を説明

採決の結果、議案第 3 2 号は原案どおり可決された。

報告事項 (1) 臨時代理の報告について

(平成 2 6 年度教育費予算案 (6 月補正) について)

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

今回の補正予算は、平成 2 6 年 2 月から適用されている公共工事設計労務単価、いわゆる新労務単価の上昇を受け、本市においても賃金や物価等の急激な変動に対処するための措置、いわゆるインフレスライド条項を運用するにあたり、津田沼小学校全面改築事業のうち、プール棟建築工事などについて増額となるため、6 月補正予算を編成する必要が生じたものであり、平成 2 6 年度教育費予算案 (6 月補正) として、市長へ申し入れを行ったものである。

この申し入れに際しては、教育委員会会議で議決に付す暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長の臨時代理として決定し、同条第 3 項の規定により、報告するものである。

「津田沼小学校全面改築事業」について、事業費を 2 千 3 3 3 万円の増額補正をし、併せて、継続費の平成 2 6 年度の年割額を増額するとともに、総額についても増額の変更をしたものである。

プール棟の建築工事などの工期は 6 月 3 0 日までとなっており、平成 2 5 年度末までの工事の進捗状況はおおむね予定通りである、と概要を説明

貞廣委員

他の学校は 6 月上旬にプール開きをし、プール指導期間が 2 カ月程度あると思うが、工期が 6 月 3 0 日までではプール開きが 7 月初旬となり、プール指導期間が 1 カ月間と短くなってしまわないか。学校はプール指導を受けられる貴重な機会であるから、プール指導の時間をしっかりと確保してほしい、と発言

小野寺教育総務課長

プール指導の開始時期は学校ごとに異なるが、津田沼小学校は 7 月 1 日にプール開きを予定しており、限られた期間ではあるが、その中で効率的なプール指導をしていくと聞いている。また、プール指導の機会を確保できるよう学校と調整していきたい、と回答

原田委員

8 月に学校プール開放は行う予定なのか、と質問

小野寺教育総務課長

津田沼小学校の学校プールを活用した一般開放は、8 月 9 日から 8 月 1 4 日の間で行う

予定である、と回答

植松教育長

習志野市のプール指導の現状について伺いたい、と質問

小宮指導課長

現在の水泳指導の基準は5単位時間である。6月中旬にプール開きをすることが多いが、6月は水温不足のため満足な指導できないことが多い。7月に週2回程度まとめて指導をすることで、水温等の状況もよく、満足な指導を行うことができる、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

#### **報告事項（4）習志野市学校評議員の委嘱について**

**（指導課）**

小宮指導課長

習志野市学校評議員の委嘱について概要を説明

報告事項（4）は了承された。

#### **議案第31号 習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について**

**（教育総務課）**

田久保学校教育部次長

習志野市教育委員会6級以上の職員の任免について概要を説明

採決の結果、議案第31号は原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成26年習志野市教育委員会第5回定例会の閉会を宣言